CITIES & REGIONS IN THE UNFCCC PROCESS

C40 CITIES

European Committee of the Regions

GLOBAL COVENANT of MAYORS for CLIMATE & ENERGY

FMDV

GLOBAL TASKFORCE OF LOCAL AND REGIONAL GOVERNMENTS

ICLEI Local Governments for Sustainability

Regions4 Sustainable Development

UCLG United Cities and Local Governments

UNDER2° Secretariat CLIMATE GROUP

THE LOCAL GOVERNMENTS AND MUNICIPAL AUTHORITIES (LGMA) CONSTITUENCY

地方政府・地方自治体（LGMA）構成グループ COP31ポジション

パリ協定は、すべての政府レベルの関与によってのみ実現される

LGMAは、本COP31ポジションに付随する「交渉担当者向けガイダンス」において、詳細な提言、背景情報、および交渉テキスト案を提示しており、各要請をどのように実施に移すことができるかを示しています。

cities-and-regions.org/cop31-lgma-position

LGMAとして私たちは、世界の気候アジェンダが成功するためには、地方・地域・準国家政府を含むすべての政府レベルの意思決定権限が擁護され、その声が聴かれ、より野心的で公正かつ包摂的な気候行動を推進するために十分に動員されなければならないと考えます。

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）プロセスにおいて、LGMA構成グループは、市町村、町、都市、郡、準州、県、地域および州、さらに権限移譲を受けた政府やその他の準国家的な行政主体（以下「地方・地域・準国家政府」）の政府および行政当局の利益を代表しています。その多くは、現場での実施に不可欠な規制、財政および計画に関する権限を有しています。

多国間プロセスは、国が決定する貢献（NDC）、グローバル・ストックテイク（GST）および締約国会議（COP）の成果を通じて野心を高めてきました。国連環境計画（UNEP）が最近、1.5°Cの超過はもはや避けられないと結論づけたことで、私たちは不可逆的な影響、ティッピングポイント、適応の限界という一層大きなリスクに直面しています。すべての政府レベルは、不確実性のもとで難しい判断を迫られる場面が増えていきます。何を守るのか、何を異なる形で再建するのか、そして居住が困難になりうる場所をどうするのか、という判断です。

したがって、このプロセスの次の段階は実施でなければならず、準国家政府は各国政府および国際機関にとって不可欠なパートナーとなります。私たちには、実施の現実を反映し、地域の文脈に根ざした解決策が必要です。とりわけグローバル・サウスでは、準国家政府が計画と優先課題を持ちながらも、それらを実行するために必要な国の制度的枠組み、移譲された権限、財政制度、事業形成（プロジェクト準備）支援、投資へのアクセスを欠いていることが少なくありません。

私たちは、パリ協定締約国、現在および将来のUNFCCC　COP議長国、気候行動のための高い野心を持つマルチレベル・パートナーシップ連合（CHAMP）の賛同者、UNFCCC事務局、ならびにUNFCCCの他のオブザーバー構成グループに対し、以下を通じてすべての政府レベルとともに重要な解決策を実行に移すよう求めます。

1. 1.5°Cの経路に回帰するため、準国家レベルの実施を認識し加速させるエネルギー転換の成果を達成すること。OECDおよびEU諸国では、2019年において、気候に関わる公共投資の69%および気候に関わる公共支出の63%を準国家政府が担っていましたが、その実施能力は多国間プロセスの緩和（ミティゲーション）の制度構造から構造的にほぼ排除されたままです。締約国は、地方・地域・準国家レベルにおけるクリーンエネルギーによる電化、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー戦略、強靭で効率的な都市・地域システムおよび土地利用計画を、ベレン1.5ミッション、グローバル実施アクセラレーター（GIA）およびNDC3.0の実施に組み込むべきです。これは、1.5°Cの超過を反転させる機会が閉じる前に、化石燃料からの計画的な移行を主導するための権限、財源、規制上の権能を地方・地域・準国家政府に付与することを意味します。
2. 公正な移行に関する野心的な成果を優先すること。また、各国の成果が地域のニーズと実情に根ざし、労働者と地域社会に地域レベルで具体的な便益をもたらすよう、グローバルな公正移行のためのベレン・アンタルヤ・メカニズム（BAM）に準国家政府の代表を実質的に参画させること。

3. 地方・地域・準国家政府に権限を与える、国主導の制度設計を通じて、マルチレベルの気候資金を制度化すること。これにより、追加的な資源の動員、財政的余地の拡大、予測可能で利用しやすい資金へのアクセスが可能になります。その支えとなるのは、包摂的なカントリー・プラットフォーム、専門的な金融仲介（国および準国家レベルの公的開発銀行など）、および資金の裏づけを伴う専門的な事業形成支援です。マルチレベルの気候資金へのアクセスは、気候資金作業計画、損失と損害に対応するための基金（FRLD）、適応に関する世界全体の目標（GGA）、クライメート・インプリメンテーション・ブリッジといった主要な資金プロセス全体において、中核的な実施原則として位置づけられるべきです。あわせて、投資可能な事業を形成し、地域の優先課題を拡張可能な投資パイプラインに束ねるための準国家政府の制度的・技術的能力を強化する必要があります。
4. COPプロセスにおける独立した科学の重要な役割を引き続き支持すること。科学は、世界の気候アジェンダと意思決定を支える基礎的な根拠を提供します。これには、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の今後の「気候変動と都市に関する特別報告書」のデータを活用すること、および地方・地域・準国家政府の貢献を第2回グローバル・ストックテイクに反映させることが含まれます。
5. パリ協定前文で明示的に認められているとおり、パリ協定の実施にはすべての政府レベルが必要であることを認識したうえで、締約国と地方・地域・準国家政府が、マルチレベル行動の障壁とその克服方法を議論するための、体系的で共同の場を適切な時期までに創設すること。これは、IPCC「気候変動と都市に関する特別報告書」の公表を受け、また第2回グローバル・ストックテイクの一環として行われるべきです。
6. 統合的な地域行動との整合性とこれへの支援を強化することにより、適応に関する世界全体の目標および国家適応計画（NAP）の実施を加速すること。ここでいう統合的な地域行動とは、気候、生物多様性、水、土地利用、公衆衛生を結びつけるものです。そのためには、予測可能な適応資金の動員、リスク評価の強化と早期警戒システムの拡充、地方・地域・準国家政府への知見と技術支援の提供、そしてGGAの枠組みがその指標を通じてすべての政府レベルにおける進捗を認識し測定することが必要です。

世界各地で、地方・地域・準国家政府はすでに何が可能かを示しています。多くが野心的な年次実施計画とコミットメントによって取り組みを加速させており、その経験は、マルチレベルの協力によってさらに多くを達成できることを示しています。準国家政府は、適応、緩和、クリーンエネルギーによる電化、公正な移行といった重要な解決策を前進させ、NDCとNAPを強化し、地域の優先課題を世界的な目標へとつないでいます。CHAMPに賛同した国々では、地方政府の気候コミットメントにより、2030年までに現行NDCとパリ協定に整合する経路との間の差の37%を埋められる可能性があります。

国連ハビタットの最近の報告書は、提出されたNDCの80%が十分に練られた都市関連の内容を含むことを示していますが、これらの計画は準国家政府との協議のもとで実施される必要があります。いま必要なのは、この進展をさらに後押しし加速させる国際的なプロセスです。

世界的なコミットメントを地域社会にとって具体的な成果へと転換するには、すべての政府レベルの緊密な連携が欠かせません。地方・地域・準国家政府とのより体系的で実質的な関与は、政策的に整合し、より迅速に実施でき、地域社会の実情により適合した国の緩和、適応、公正な移

行の計画につながります。また、より良い地域情報、実施上の障壁のより早い特定、より強い実施能力、そして国レベルの下で何が起きているかについての高い透明性ももたらします。

このマルチレベルの関与は、パリ協定自身の説明責任の仕組みを強化します。体系的な準国家データの流れは、強化された透明性枠組みのもとでの国別報告の質を直接的に高め、制度化された連携の仕組みは、国の野心と地域で実際に行われる実施との差を埋める助けとなります。体系的なマルチレベルの場はまた、締約国に能力構築のためのより効率的な経路を提供し、国の省庁が準国家のパートナーと連携する能力を欠き、準国家政府がNDCサイクルに関与する能力を欠くという双方向のギャップを埋めます。さらに、多くの国で気候に関わる公共投資の大部分をすでに準国家政府が担っていることから、その資金アクセスを開くことは並行した要求ではなく、締約国が自らのNDC資金ギャップを埋めるための直接的な手段です。

今後公表されるIPCC「気候変動と都市に関する特別報告書」は、世界の気候行動における地方・地域・準国家政府の重要な役割について、重要な科学的基盤とさらなる根拠を示すことが期待されます。都市の気候科学に関する最新の知見を評価・統合することにより、同報告書は、気候政策、計画、実施の枠組みがすべての政府レベルをどのように一層関与させうるかについて、締約国の検討に資することができます。

COP31は、すべての政府レベルにわたる協力を強化する多くの機会を提供します。GIAの構築、ベレン1.5ミッション、COP31アクション・アジェンダ（電化、廃棄物削減、強靱な都市に重点）、BAM、気候資金作業計画、第2条1項(c)に関するベレーダス対話、FRLD、年次のGST-NDC対話、GGA指標は、いずれも世界的なコミットメントと現場の実施との差を埋めるための具体的なプロセスです。COP31はまた、本年の国連砂漠化対処条約（UNCCD）COP17および生物多様性条約（CBD）COP17に続くものであり、リオ3条約のシナジーに関する取り組みの進展は、NDC、NAP、国家生物多様性戦略・行動計画（NBSAP）、土地劣化の中立性目標を、地方・地域・準国家政府が計画し管理する地域において整合させる機会となります。準国家政府の貢献に向けたこれらすべての機会がある今、マルチレベルの気候パートナーシップの実施と資金調達を可能にする、単一の体系的で共同の場が、かつてなく必要とされています。

私たちの要求は、パリ協定の実施において各国政府の不可欠なパートナーとして役割を果たし、地域社会の強靱性を確保し、グリーン経済への公正な移行を実現する、地方・地域・準国家政府の準備が整っていることを示しています。1.5℃の超過を抑える機会が閉じつつあるいま、ともに取り組むべき時です。

LGMAはまた、詳細な提言、背景情報および交渉テキスト案を、交渉担当者向けガイダンスにおいて提供しています。この文書は本COP31ポジションに附属し、各要求をどのように具体化できるかを示しています。

LGMA構成グループ COP31ポジション 賛同団体

GLOBAL TASKFORCE OF LOCAL AND REGIONAL GOVERNMENTS

ICLEI Local Governments for Sustainability

C40 CITIES

European Committee of the Regions

GLOBAL COVENANT of MAYORS for CLIMATE & ENERGY

FMDV Supporting local authorities to access funding

Regions4 Sustainable Development

UCLG United Cities and Local Governments

UNDER 2° SECRETARIAT THE CLIMATE GROUP

Sons and Daughters of Africa Inc (SADA)

ABM Associação Brasileira de Municípios

UITP ADVANCING PUBLIC TRANSPORT

CPAWS-OV

Upper Denkyira East Municipal Assembly

CADIRE BUSINESS COMMUNITY INTERNATIONAL

APSDHISAR

IFLA INTERNATIONAL FEDERATION OF LANDSCAPE ARCHITECTS

CITYNET THE REGIONAL NETWORK OF LOCAL AUTHORITIES FOR THE MANAGEMENT OF HUMAN SETTLEMENTS

CHD GROUP nurturing a healthy world Holding UNECOSOC Special Consultative Status

GLOBAL CITIES HUB GENEVA

Viable Cities

Mobilise YourCity

POVERTY TRANSITION INITIATIVE PTI "POVERTY EQUALS VIOLENCE"

SCITECH DIPLOHUB BARCELONA SCIENCE AND TECHNOLOGY DIPLOMACY HUB

ISOCARP Knowledge for Better Cities

EACLGA EAST AFRICAN COUNTY AND LOCAL GOVERNMENTS ASSOCIATION

ACR+

MARMARA MUNICIPALITIES UNION

UCLG ASPAC United Cities and Local Governments Asia-Pacific

AIPH

LGMA構成グループ COP31ポジション 賛同団体

LGMA構成グループ COP31ポジション 賛同団体